

弁護士会の 多摩地区法律相談 センターニュース

東京三弁護士会多摩支部 Q 検索

No. **34**
2016/2



府中：郷土の森

多摩地区の市民の皆様には、日頃、東京三弁護士会多摩地区法律相談センターをご利用いただきありがとうございます。当法律相談センターが来年度より開始を予定し、準備を進めている新たな取り組みをご紹介します。

1. 労働問題相談の初回相談料無料化の試行延長

労働者からの相談・使用者からの相談のいずれについても、初回相談（30分以内）を無料とする試みを行っております。平成28年4月1日から1年間、その試みを継続することとなりました。

2. 消費者問題相談の実施方法変更

これまでは、立川法律相談センターにおける土曜日午後に限られた実施でした。平成28年4月1日以降は、東京三弁護士会多摩支部へ電話予約（042-548-1190）をしていただき、担当弁護士との日程調整の上、弁護士の法律事務所等で面接相談を行う形となります。

当法律相談センターでは、多摩地域の皆様のお力になれる様に、様々な取り組みを行っております。ご意見ご要望がありましたら、東京三弁護士会多摩支部までお寄せください。また、皆様の要望と信頼に応えるために、研鑽し、取り組みを充実させてまいりますので、本年もよろしくお願いいたします。

平成27年度東京三弁護士会多摩地区法律相談センター
運営委員会委員長 今村 昭 文

発行所 東京三弁護士会多摩地区法律相談センター

〒190-0014 東京都立川市緑町7-1 アーバス立川高松駅前ビル2階
Tel (042) 548-3800 Fax (042) 548-3808
東京三弁護士会多摩支部ホームページ <http://www.tama-b.com/>

生活保護相談やってます！

弁護士
芝 崎 勇 介

生活に困ったときは、生活保護を利用することができます。

その生活保護を利用するのに困ったときは、「生活保護相談」をご利用ください。
弁護士が、生活保護に関して、ひとつの問題につき3回まで無料で相談に乗ります。

生活保護相談は平成26年1月からスタートし、平成28年1月末現在、累計相談数が120件を超えました。現在も毎月約8件のペースで相談が寄せられています。生活保護を利用するにあたって悩むあなたの相談をお待ちしております。



◆生活保護がある意味

人は平等です。「すべて国民は、個人として尊重され」ます（日本国憲法13条）。それぞれの人は等しく、それぞれのやり方で、それぞれの想い描くしあわせを追い求める権利（幸福追求権）を持っています（同条）。しかし、人は不平等です。生まれも育ちも環境もすべて違います。そのため、財産を獲得し、教育その他の支援を受け、情報を取得し、人との縁を結び、文化に触れる機会に恵まれず、貧困に身を置かざるを得ない人たちがいます。良い悪いはさておき、この社会の仕組みの中では、必ず貧富の差が生まれてしまいます。それでもすべての人に平等にしあわせを追い求めるチャンスを確保するために、からだも心も健やかに生きる権利（生存権＝「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」）が保障されています（日本国憲法25条）。この生存権を具体化し、最低生活の保障と人々の自立を助けるのが「生活保護」という制度です。

生活保護は、一定の基準を下回る生活状態にある方であれば、誰でも差別なく平等に利用することができます（生活保護法2条）。生活に困ったときは、生活保護の利用を検討しましょう。

◆生活保護は「保険」のようなもの

世間の一部には、生活保護を受けることが「甘え」だという風潮があります。貧しいのはその人の自己責任なのに、他人の金で着るもの、食べるもの、住むところを手に入れるなんて良いご身分だというわけです。それを気にして、生活保護の利用を恥じる人もいます（生活保護利用者は約217万人いますが（平成27年1月現在）、それでも生活保護を利用できるのに利用していない人が約8割いると言われています）。しかし、この社会の仕組みの中では、生まれ・育ち・環境・運／不運しだい、努力にかかわらず（実は努力できるかどうか生まれ・育ち・環境・運／不運に左右される面があります）、貧し

い立場に置かれる人が生まれます。誰もがいつそういった立場に置かれるかわかりません。今日のあなたは、明日のわたしです。だから、一種の「保険」として生活保護が用意されています。困ったときはお互い様。生活が苦しくなったら、遠慮せずに、生活保護の利用を考えましょう。

◆生活保護の実情

ただ、残念なことに、生活保護の窓口である福祉事務所では、なるべく生活保護を受けさせないようにしているところがあります。

せっかく生活保護の申込みに行ったのに、職員の説明が足りなかったり、間違っていたりした結果、申込みをしないで、相談だけで帰って来てしまったという話はよく聞きます。たとえば、まだ手持ちの現金が残っていたり、不動産や自動車を持っていたりすることを理由に絶対に生活保護が受けられないかのような説明や、親戚に援助をしてもらえなかろうか訊いてからでないと生活保護が受けられないという説明をされることがあります。しかし、財産があるから絶対に生活保護を受けられないわけではないので、先の説明は不十分ですし、親戚に援助を受けられるかどうかを確かめることは生活保護を受けるための条件ではないので、後の説明は間違っています。

生活保護を利用できたとしても、その利用期間中に福祉事務所から不適切ないし間違った対応を受けることもあります。たとえば、突然の支出に備えて生活保護費をやりくりして貯金をしていたら、「貯金を使い切るまで生活保護を廃止する」と言われたり、まだ自立できる状況ではないのに生活保護の利用を辞退することを求められたりといったことです。しかし、不正な手段で貯めたものではなく、最低生活の維持という目的に反しなければ、貯金をすることは認められますし、自立できる状態になるまでは生活保護を利用する権利がありますから、福祉事務所の対応は不適切ないし間違っています。

◆弁護士にご相談ください

生活保護を申し込む時や利用中に悩んだり、納得のいかないことが起きたりしたときは、弁護士会の生活保護相談をご利用ください。弁護士であれば、正しい知識をもとにアドバイスをすることができます。必要な場合には、弁護士があなたの代わり（代理人）になって、福祉事務所と話し合いをすることもできます。弁護士が福祉事務所に少し話をしたり、簡単な書類を出したりするだけで、急に対応が改められることもあります。

生活保護相談は、ひとつの問題について、3回まで無料で利用できます。相談の後、弁護士に代わり（代理人）を頼むときには、日本弁護士連合会が費用を負担してくれる制度もあります。ですから、弁護士費用のことは心配しないでください。

生活保護を利用できるかどうかは、人の生き死にに直結する問題です。からだもこころも健やかな生活を送るために、困ったときはひとりで悩まず、ぜひ生活保護相談にお越しください。きっと私たち弁護士があなたのお役に立てるはずです。

マイナンバー法施行に伴う、高齢者・障害者 関連相談について

弁護士
小 村 仁 俊

平成27年10月5日から、マイナンバー法（正式名称は「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」）が施行され、お手元に個人番号の通知（通知カード）が届いた方も多いのではないのでしょうか。

今回は、高齢者・障害者の方や、そのご家族の方が、マイナンバー関連で疑問に思われることなどについてお知らせしたいと思います。

Q 「マイナンバー」と「個人番号」は同じものですか？

A はい。同じものです。



Q 「通知カード」と「個人番号カード」は同じものですか？

A いいえ。通知カードは全員に送付されますが、個人番号カードは、希望者のみに発行されます。個人番号カードの発行を希望する方は、区市町村役場に通知カードと必要書類を持っていくか、あるいは郵送するなどして、発行を申請します。初回発行の場合、手数料はかかりません（当分の間）。

Q 個人番号カードとはどんなものですか？

A 個人番号カードには、マイナンバーが記載される（裏面）ほか、公的な身分証明書として利用できる機能（表面）、住民票や印鑑登録証明書をコンビニで取得する機能などがあります。

なお、今後個人番号カードは、住基カードに代わ

る公的身分証明書となっていくことが想定されているため、個人番号カードの発行の際に、住基カードをお持ちの方は住基カードを返納しなければなりません。

Q 名義人の判断能力が低下していて、同居家族が代わりに通知カードや個人番号カードを預かっておく場合の注意点はありますか。

A 通知カードや、個人番号カードは個人情報管理する重要な機能を持っておりますので、銀行の通帳や、印鑑、印鑑証明書と同じように保管・管理してください。

Q 通知カードが届かないんですが、どうしたらいいですか？

A 住民票所在の区市町村の窓口で受け取りの申請をしてください。

また、医療機関や施設に入院・入所中など、事情があって住民票の住所地と異なる場所（居所）にお住まいの方は、「居所」を登録することも出来ます。

〈次ページに続く〉

〈前ページより続き〉

Q 親族や知人から、マイナンバーを教えてくれと言われましたが、教えないといけませんか。

A 制度上必要な場合以外には、原則としてマイナンバーを他人に教えたりはしないで下さい。

マイナンバーを聞き取ったり、個人番号カードの裏面（マイナンバーが記載されています）をコピーすることなどは、（現時点では）社会保障や税に関する事務処理の必要のある場合にのみ、許されています（なお、不正行為については罰則もあります）。

場合によっては、名義人が知らない間に課税されていたり、第三者が名義人になりすまして財産が使われ込んだりという危険もありますので、マイナンバーを教えてほしいという理由をよく聞き取り、おかしいと感じたときには、すぐに教えずにマイナンバーコールセンター（0120-95-0178）などに相談してみましょう。

万が一、なりすましや財産の使い込みが疑われる場合には、弁護士会多摩支部でもご相談を受け付けておりますので、法律相談センターまでご相談下さい。

Q 親族や知人から、個人番号カードを貸してくれといわれ、貸してしまいました（あるいは、紛失してしまいました）。

A 個人番号カードを貸し出してしまったり、紛失して手元にない場合など、第三者による悪用の危険がある場合は、まずはマイナンバーコールセンターに連絡して、一時停止の措置を取ってください。その後、再発行については住所地の区市町村に、遺失物の届出については警察に、それぞれ連絡を取ってください。

Q （「通知カードを受け取れなかった」「知人にマイナンバーを教えてしまった」等で）悪用が怖いので、番号を変更したいのですが。

A 原則としてマイナンバーの変更は難しいものとされていますが、「番号が漏洩して不正に使われるおそれがある場合」は、個人番号の変更がなされることとなっています。変更のための詳細な条件や必要な書類などについては、区市町村で異なる場合がありますので、住所地の区市町村に相談してみてください。

- *参考1 マイナンバー総合フリーダイヤル 0120-95-0178（無料）
■平日 9:30~22:00 ■土日祝 9:30~17:30（年末年始12月29日~1月3日を除く）
- *参考2 総務省・内閣官房の広報HP
■総務省HP <http://www.soumu.go.jp/>
■内閣官房広報HP <http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/>

未成年後見制度・子どもの手続代理人制度について

弁護士 小池亜希子
弁護士 荒木明日香

1. 未成年後見制度について

Q 私には小学生の孫がいます。両親は離婚し、母親である私の娘が親権者ですが、娘は最近死亡しました。孫に代わって相続や生命保険の手続きをしようと思ったら、未成年後見人になる必要があると言われました。未成年後見人ってなんですか？

A 親権者の死亡等のため未成年者に対し親権を行う者がいない場合に、親権者に代わって身上監護や財産管理を行うことができるのが未成年後見人です。

Q 未成年後見人をつけるにはどうすればいいですか？

A 親権を最後に行う人の遺言で、未成年後見人の指定があれば、それに従うことになります。未成年後見人を指定する遺言がない場合には、家庭裁判所への未成年後見人選任の申立てが必要です。

Q 未成年後見人には、私でもなれるのですか？

A 破産者で復権していない者など、法律上、未成年後見人になることができない者以外は誰でも未成年後見人になる資格があります。ただ、最終的に誰を選任するかは、未成年者の年齢、心身の状態並びに生活及び財産の状況、利害関係等を踏まえて、家庭裁判所が決定します。これに異議を述べることはできません。

Q 家庭裁判所への未成年後見人選任の申立ては、誰でもできますか？

A いいえ。未成年後見人選任の申立てができるのは、①意思能力のある未成年者本人、②未成年者の親族、③その他の利害関係人、④児童相談所長に限られます。

Q 申立てにはどんな書類が必要ですか？

A 家庭裁判所に提出する申立書、未成年者の戸籍謄本や住民票、未成年者の財産に関する資料など、さまざまな書類が必要となります。詳しくは、家庭裁判所か弁護士会にご相談ください。

Q 未成年後見人に選任されると、何をしなければならぬのですか？

A 未成年者のために、身上監護と財産管理の義務を負うことになります。たとえば、選任

直後や少なくとも毎年一回、家庭裁判所に財産状況を報告しなければなりませんし、また、適切に財産を管理するために、金融機関への届出なども必要となります。未成年者の財産と未成年後見人の財産はきちんと別にして管理しなければなりません。

Q 未成年後見人に自分になるのは大変そうなので、弁護士さんなどをお願いしたいと思いますが、それは可能ですか？また、未成年後見人の報酬はどのようになっていますか？

A 未成年後見人に弁護士になることは可能です。未成年後見人の報酬は、未成年後見人が勝手に決めることはできず、家庭裁判所の決定が必要となります。これは弁護士が未成年後見人でも一緒です。家庭裁判所は、未成年者の財産の額などから報酬金額を決定しますが、基本的な報酬としては年間約25万円から60万円の間で決められることが多いです。その他、遺産分割などの特別な行為を未成年後見人が行った場合には、裁判所が別途報酬を付け加えることがあります。決定された金額については、未成年者の財産から支払われることになります。



2. 子どもの手続代理人について

Q 「子どもの手続代理人」という制度があることを聞きました。どんな制度ですか？

A 家庭裁判所で行う一定の手続に子どもが参加する場合に、子どものための代理人として子どもの利益のために活動する人をいいます。

Q 子どもの手続代理人はどんなことをするのですか？

A 子どもの手続代理人は、手続の中で必要な主張立証活動を行うことはもとより、子どもに手続の内容や子どもの意見が手続の中でどのように扱われるかを説明し、子どもが自分の意見や気持ちを手続の中で言えるように助けたり、子どもの相談にのったりします。

また、手続に関係している人と会って、子どもの意見や気持ちを伝えたり、子どもにとって最善の利益を実現するための解決方法を相談して、紛争を解決するための調整活動をします。

Q 子どもの手続代理人にはどんな人が選任されるのですか？

A 原則として弁護士が選任されます。

Q 子どもが参加出来る手続にはどのようなものがありますか？

A 離婚調停や面会交流の調停・審判、離縁調停、監護者指定の調停・審判、未成年後見に関する審判、養子縁組許可の審判（15歳以上に限る）、親権喪失・停止・管理権喪失の審判等があります。

Q 子どもがそうした手続に参加するにはどうすれば良いですか？

A 子どもが自ら手続に参加することを希望した場合には、事件によっては家庭裁判所の許可なく参加できる場合と、家庭裁判所の許可を得て参加できる場合があります。また、子どもが積極的に参加を希望しない場合であっても、家庭裁判所が参加した方が良いと判断した場合には参加することになります。

〈次ページに続く〉

〈前ページより続き〉

Q 子どもが手続に参加する場合に、子どもに「子どもの手続代理人」をつけるにはどうすればいいですか？

A 子どもの手続代理人には、国選代理人と私選代理人があります。国選代理人とは、手続代理人の選任を求める子どもからの申立て又は家庭裁判所の判断により、家庭裁判所が弁護士を選任する場合です。私選代理人とは、子ども本人又は子どもの親権者が弁護士に直接依頼する場合です（子どもが依頼した場合には、親権者の同意がない限りは取り消される可能性があります）。手続代理人をつける場合、このいずれかの方法によることとなります。

Q 子どもの手続代理人の報酬は誰が負担するのですか？

A 国選代理人の場合には、子どもが負担することとされていますが、両親が事件の当事者となっている場合には、両親が負担することが一般

的だと考えられます。

また、私選代理人の場合は、弁護士に依頼した人の負担となります。

Q 未成年後見制度、子どもの手続代理人制度について詳しく相談したいのですが、どこに相談したらよいですか？

A 弁護士会多摩支部では、子どもの悩みごと相談を実施しております。ここでは、未成年後見制度、子どもの手続代理人制度はもちろん、学校でのいじめや、家庭での子どもの問題、少年事件等、子どもに関する様々な相談を受け付けています。相談をご希望の方は、下記電話番号までお問い合わせ下さい。

東京三弁護士会多摩支部
弁護士子どもの悩みごと相談
電話 042-548-0120
毎週水曜日 午後2時～7時(祝日・年末年始を除く)

第4回 中小企業のための労働相談 問題社員対策(手続き編)

弁護士
北 西 裕 司



凸凹出版は以前は15名ほどの従業員を抱えていたのですが、景気の影響やメディアの多様化などから業績悪化の一途をたどり、現在は佐藤社長夫婦に息子の太郎さんと従業員の鈴木さんの4名だけの会社になりました。鈴木さんの給与も2ヶ月分未払いです。昔は残業や休日出勤も厭わず元気に働く鈴木さんを頼りにしていたからこそ、最後まで雇っていたのですが、このままでは、佐藤社長一家が路頭に迷ってしまいます。そこで、やむなく、鈴木さんを解雇しました。「いつか必ず埋め合わせをするから。」翌週の月曜に、労働基準監督署から電話があり、「賃金未払いの件で調査を行いたい。」「え～。何で賃金未払いに、労基署が介入するんだ。」

労 働基準監督署は、多摩地区では立川、八王子、青梅、三鷹と町田に支署があります。労働条件の確保、改善指導、安全衛生の指導などをおこなっています。賃金未払いは民事紛争なので労働基準監督署は関係ないはず等と考えていると、大変です。賃金未払いは立派な刑事事件です。労働基準監督官は司

法警察職員であり、いわば、警察官と同じです。賃金未払いは30万円以下の罰金に処せられることもあります。通常は、労働基準監督署は未払い賃金を支払うように指導し、即時に刑事手続きには入りません。とりわけ、本件のように経営状態の悪化の理由があるときには、厳しい対応はしないようです。但し、経営者としては賃金が労働者の生活の糧であることを肝に銘じて下さい。また、倒産をしてしまった時には、従業員の未払い賃金の立替払い制度がありますので、労働者健康福祉機構に即時に連絡して下さい。6ヶ月の期限を過ぎると立替払いが出来なくなります。

佐藤社長は裸一貫で現在の会社を立ち上げ、従業員15名にもなる、印刷会社としては比較的大規模な会社に成長しました。昔20代の時に入社した印刷会社の社長には、何度も泣かされ、厳しい叱責を受けたりしましたが、独立を支援してもらい現在でも交流があります。佐藤社長は真面目だけど不器用な鈴木さんを何とか一人前にしようと、毎日夜まで「居残り特訓」をして怒鳴りながら仕事を教えていましたが、居残り特訓をして

3か月後のある日、突然鈴木さんは無断欠勤しました。欠勤が3日続いたある日、佐藤社長が鈴木さんに電話を掛けようとすると電話が鳴りました。

「東京都労働情報センターです。」

東 京都労働情報センターは、多摩地区では国分寺と八王子に事務所があり、従業員や経営者の労働相談事業などを行っているところです。

通常は相談で終了ですが、希望すれば、あっせんなどの手続きで会社と従業員の紛争解決も行っています。

東京都労働情報センターは労働基準監督署のように権限はありませんが、相談件数も多く、一旦、あっせん手続きに入った場合の解決率も高いので、経営者としてあっせんはいい機会だと考えて、出来る限り受けるべきと考えます。

特にパワハラという職場いじめに対しては、近時相談件数の上位に連なる項目なので、至急に対応する必要がありますと言えます。

佐藤社長は何かと不満ばかり述べてろくに仕事をしない鈴木さんに、「お前なんか役立たずは、クビだ。」と解雇しました。すると、翌週に〇×組合から加入通知と、団体交渉要求書が届きました。佐藤社長は、「鈴木は従業員でないから、交渉する必要はない。」「鈴木一人で組合であるはずがない。」すると3週間後、東京都労働委員会から、**「不当労働行為救済命令の申立てがなされましたので、申立書を取りに来てください。」「何でクビにした後に労働組合に入ったのに不当労働行為なんだ？」**

労 働委員会は、集团的労使関係の紛争を解決する機関であり、東京都には都庁に東京都労働委員会が、港区に中央労働委員会があります。

不当労働行為申立事件の他にあっせんなどの対応も行っています。集团的な労使関係を対象とする点が特徴で、労働組合が申立てます。解雇後に労働組合に加入して申立てを行う「駆け込み訴え」が近時増加しています。解雇を争っている限りは労働者としての身分を有すると考えられ、その労働者が加入する労働組合の団体交渉要求に応じないことが不当労働行為に該当するという論理で申立てがなされます。少額の事件の受け皿として、ユニオンや合同労組に加入するという手段を選ぶ従業員が増えていきます。労働組合に対しては恐れや嫌悪を抱く経営者が多いですが、解決の良い機会として交渉に応じるべきです。

佐藤社長は、経営悪化から鈴木さんを解雇しました。会社の経営状況を理解して、残業代を付けずに頑張ってきた鈴木さんでしたが「解雇はしょうがない。」と会社を去って行きました。数日後、**東京労働局紛争調整委員会より「あっせん申請が受理された。」という通知が来ました。「労働局？」**

東 京労働局は、九段下にある国の機関で、個別的労働紛争を解決する機関です。

あっせん手続きに入った場合の解決率が比較的高く1回で解決でき、費用もかからず、解決の内容も経営者の負担が軽微な内容で終了することが多いです。

現在では、労働審判の申立ての前段階として位置付けられている手続きで、早期解決を希望する場合は、経営者としては誠実に応じるべきです。

佐藤社長は経営悪化のために従業員を多数解雇しましたが、鈴木さんは解雇されませんでした。鈴木さんは自分でも仕事出来るわけではなく、リストラの対象にならないのが不思議でした。ある晩、鈴木さん一人が残業していると、社長が鈴木さんの作業場に入って来ました。鈴木さんは意を決して「何故僕がクビにならないのですか？」と尋ねました。すると佐藤社長は怪しげな目つきで「分

かるだろう？」と鈴木さんの腰に手をまわして来ました。「ギャー！」

翌日労働局の機会均等調停会議から調停申請が受理されたとの連絡が来ました。



セ クハラについては現在労働局の均等室による相談が行われており、調停などに移行して紛争を解決するケースが多数あります。このような通知が来れば誠実に対応して下さい。セクハラに男女も同性も関係ありませんよ。

以上



法律相談センターのご案内

ホームページへは“東京三弁護士会多摩支部”で **検索** して下さい。

法律相談の電話予約／受付時間：月曜日～土曜日（祭日を除く）午前9時30分～午後4時30分
インターネット予約／<https://www.horitsu-sodan.jp/reserve/>

立川法律相談センター

〒190-0012 東京都立川市曙町2-37-7 コアシティ立川12F

042-548-7790

相談日

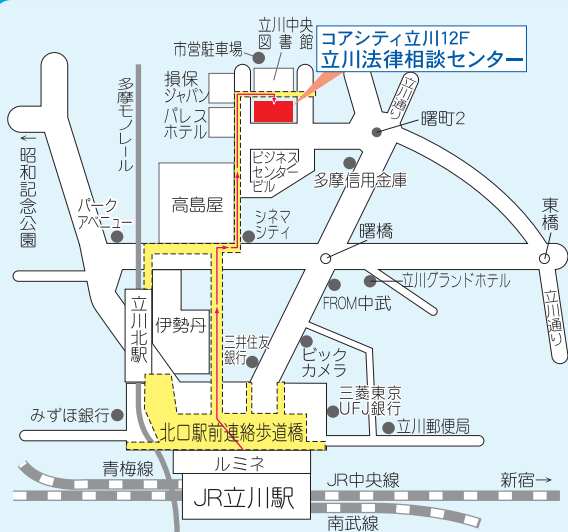
月曜～土曜日（祭日を除く）

午前10時～12時、午後1時～3時30分

専門相談有り。詳しくはお問い合わせ下さい。

消費者問題相談 ※1参照

労働問題相談



※JR立川駅北口より徒歩7分

※多摩モノレール立川北駅より徒歩5分

※駐車場がありませんので車でのご越しはご遠慮下さい

八王子法律相談センター

〒192-0046 東京都八王子市明神町4-1-11

042-645-4540

相談日

月・火・木・土曜日（祭日を除く）：午前10時～12時

月曜～土曜日（祭日を除く）：午後1時～3時30分

夜間相談：水曜と金曜日の午後4時30分～7時



※京王八王子駅西口より徒歩3分

※JR八王子駅北口より徒歩7分

※駐車場がありませんので車でのご越しはご遠慮下さい

法律相談料金 30分以内 **5,000円**（税別）※延長15分につき2,500円（税別）

■クレジット・サラ金法律相談は **無料**

★高い利子で払い過ぎていませんか？
お気軽にご相談下さい。

■電話ガイド

1件10分程度で一般的な問題
について無料でご案内します。

月曜日～金曜日（祭日を除く）
午前10時～12時・午後1時～3時

TEL 042-548-7175

一般相談

■相続・遺言 ■離婚問題 ■土地建物の借地・借家 ■刑事事件など

専門相談

※1

■消費者問題相談 ～2016年3月31日まで

毎週土曜日（祭日を除く）午後1時～3時30分

TEL 042-548-7790（立川法律相談センター）

2016年4月1日以降～

東京三弁護士会多摩支部まで、まずはお問い合わせ下さい。

受付：月～金曜日（祭日を除く）午前9:30～12:00、午後1:00～4:30

TEL 042-548-1190

■労働問題相談（初回面接無料）

＜労働者側＞毎週土曜日（祭日を除く）午前10時～12時

＜使用者側＞毎週木曜日（祭日を除く）午後1時～3時30分

TEL 042-548-7790（立川法律相談センター）

■弁護士子どもの悩みごと相談（初回は電話相談です。）

受付：毎週水曜日（祭日を除く）午後2:00～7:00

TEL 042-548-0120

※電話相談の後、必要に応じて初回無料で面接相談を行います。

■高齢者・障害者専門法律相談

■ドメスティック・バイオレンス(DV)法律相談（初回面接無料）

東京三弁護士会多摩支部まで、まずはお問い合わせ下さい。

受付：月曜日～金曜日（祭日を除く）

午前9:30～12:00、午後1:00～4:30

TEL 042-548-1190

■生活保護法律相談

受付：月曜日～金曜日（祭日を除く）

午前9:30～12:00、午後1:00～4:30

TEL 042-642-5000

※同じ問題について、3回までは無料（原則、法テラスの援助を利用）で相談を受けられます。

■犯罪被害者支援相談（初回は電話相談です。）

受付：毎週火曜日（祭日を除く）午後1:00～4:00

TEL 042-548-3870

※電話相談の後、必要に応じて初回無料で面接相談を行います。